

# 青森県報

号外第百三号

平成十七年  
十二月十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例	(経 理 課)	二
市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例	(市 振 興 課)	三
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	六
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例	( 同 )	八
青森県情報公開条例の一部を改正する条例	(総務学事課)	三
青森県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	三
青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条 例	(国 際 課)	三
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都 市 計 画 課)	二四
青森県公共下水道条例の一部を改正する条例	( 同 )	二五
青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例の一 部を改正する条例	(警 察 本 部 生活環境課)	二六
青森県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一 部を改正する条例	(警 備 第 一 課)	二六

青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十三号

青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第二条 地方自治法施行令第六百六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であつて、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- 二 庁舎の警備業務その他の役務の提供を受ける契約であつて、毎年四月一日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第八十四号

市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県行政機関設置条例の一部改正)

第一条 青森県行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表弘前県税事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加える。

第三条第二項の表中南地方健康福祉こどもセンターの項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表三戸地方健康福祉こどもセンターの項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上北地方健康福祉こどもセンターの項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第四条の表弘前保健所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表八戸保健所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上十三保健所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第五条第二項の表田舎館食肉衛生検査所の項中「つがる市」の下に「平川市」を加える。

第七条第一項の表三戸地方福祉事務所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上北地方福祉事務所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改め、同表第三項の表中南地方福祉事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表三戸地方福祉事務所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上北地方福祉事務所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改め、同表上北地方福祉事務所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第八条の表青森県弘前児童相談所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表青森県八戸児童相談所の項中「百石町、下田町」を「おいらせ町」に改め、同表青森県七戸児童相談所の項中「百石町及び下田町」を「おいらせ町」に改める。

第九条第一項の表青森県農林総合研究センター病害虫防除室の項中「つがる市」の下に「平川市」を加える。

第十条第二項の表中中地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同条第三項の表中中地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同表三戸地方農林水産事務所の項中「百石町」を削り、「下田町」を「おいらせ町」に改め、同条第四項の表中中地方農林水産事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、同条第六項の表三戸地方農林水産事務所の項中「百石町」を「おいらせ町」に改める。

第十一条第一項の表中中地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所の項及び第十二条第二項の表弘前県土整備事務所の項中「黒石市」の下に「平川市」を加える。

#### (青森県鉄道施設条例の一部改正)

第二条 青森県鉄道施設条例(平成十四年十月青森県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「南部町、名川町及び福地村」を「及び南部町」に改める。

#### (青森県流域下水道条例の一部改正)

第三条 青森県流域下水道条例(昭和六十二年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表岩木川流域下水道の項中「黒石市」の下に「平川市」を加え、「岩木町」及び「尾上町、平賀町」を削り、同表馬淵川流域下水道の項中「百石町」を削り、「下田町」を「おいらせ町」に改める。

#### (青森県立学校設置条例の一部改正)

第四条 青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表青森県立弘前南高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立岩木高等学校	弘前市
------------	-----

表青森県立黒石高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立尾上総合高等学校	平川市
--------------	-----

表青森県立岩木高等学校の項、青森県立尾上総合高等学校の項及び青森県立百石高等学校の項を削り、同表青森県立六戸高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町
------------	----------

表青森県立五所川原農林高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立柏木農業高等学校	平川市
--------------	-----

表青森県立柏木農業高等学校の項を削り、同表青森県立名久井農業高等学校の項中「名川町」を「南部町」に改める。

（青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第五条 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正す

る。

別表第五中「弘前市（商業地域）」の下に「（平成十八年二月二十六日現在における中津軽郡岩木町の商業地域を除く。）」を、「つがる市」の下に「平川市」を加える。

別表第六第一号中「弘前市（商業地域）」の下に「（平成十八年二月二十六日現在における中津軽郡岩木町の商業地域を除く。）」を、「つがる市」の下に「平川市」を加え、同表第二号中「つがる市」の下に「平川市」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第三条中青森県流域下水道条例第二条第一項の表岩木川流域下水道の項の改正規定（「岩木町」を削る部分に限る。）、第四条中青森県立学校設置条例の表の改正規定（青森県立岩木高等学校に係る部分に限る。）並びに第五条中青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第五及び別表第六の改正規定（「つがる市」の下に「平川市」を加える部分を除く。）は同年二月二十七日から、第一条中青森県行政機関設置条例第三条第二項の表三戸地方健康福祉こどもセンターの項及び上北地方健康福祉こどもセンターの項、第四条の表八戸保健所の項及び上十三保健所の項、第七条第一項の表並びに同条第三項の表三戸地方福祉事務所の項及び上北地方福祉事務所の項、第八条の表青森県八戸児童相談所の項及び青森県七戸児童相談所の項並びに第十条第三項の表三戸地方農林水産事務所の項及び同条第六項の表の改正規定、第三条中青森県流域下水道条例第二条第一項の表馬淵川流域下水道の項の改正規定並びに第四条中青森県立学校設置条例の表の改正規定（青森県立百石高等学校に係る部分に限る。）は同年三月一日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県条例第八十五号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県総合開発審議会の項を次のように改める。

青森県総合計画審議会	県政振興のための総合的計画に関する事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	三十一人以内	二年	委員の互選
------------	-------------------------------	----------	-----------	--------	----	-------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の青森県附属機関に関する条例別表第一の青森県総合開発審議会及びその委員は、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第一の青森県総合計画審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

（特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「総合開発審議会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）第一条第三十号及び別表第二

二 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）第一条第三十号及び別表第三

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第三十五条」に改める。

第二十七条を第三十五条とし、第二十三条から第二十六条までを八条ずつ繰り下げる。

第二十二条中「及び弘前市」を「弘前市、黒石市、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、東北町及びおいらせ町」に、「当該市」を

「当該市町村」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく事務）

第二十九条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「地方拠点都市法」という。）

に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、地方拠点都市地域の各市町村の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

一 地方拠点都市法第二十一条第一項の規定による土地の形質の変更並びに建築物の新築、改築及び増築（県が施行する拠点整備土地区画整理事業に係るものを除く。）の許可に関すること。

二 前号に掲げる事務に係る地方拠点都市法第二十一条第六項の規定による土地の原状回復並びに建築物その他の工作物の移転及び除却の命令並びに同条第七項の規定による当該措置及びこれに係る公告に関すること。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務)

第三十条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者居住安定確保法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、八戸市、五所川原市、三沢市、むつ市、平内町、深浦町、藤崎町、大鰐町、野辺地町、東北町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

一 高齢者居住安定確保法第四条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録(高齢者居住安定確保法第八条第一項に規定する変更の登録を含む。)に関すること。

二 高齢者居住安定確保法第七条第二項(高齢者居住安定確保法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否の通知に関すること。

三 高齢者居住安定確保法第九条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関すること。

四 高齢者居住安定確保法第十二条の規定による助言及び指導に関すること。

五 高齢者居住安定確保法第十三条第一項の規定による登録事項の訂正の申請の指示及び同条第二項の規定による変更の登録の申請の指示に関すること。

六 高齢者居住安定確保法第十四条第一項及び第二項の規定による登録の取消し並びに同条第三項において準用する高齢者居住安定確保法第七条第二項の規定による当該取消しに係る通知に関すること。

七 高齢者居住安定確保法第十五条の規定による登録の消除に関すること。

第二十一条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(水道法に基づく事務)

第二十六条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、板柳町、野辺地町、東通村及び新郷村の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。

一 水道法第三十六条第三項の規定による清掃その他の必要な措置の指示に関すること。

二 前号に掲げる事務に係る水道法第三十七条の規定による給水の停止の命令に関すること。

三 水道法第三十九条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく事務)

第二十七条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第一百二十六号。以下「入会林野近代化法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務（二以上の市町村にわたる入会林野に係るものを除く。）で、黒石市及び三沢市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。

一 入会林野近代化法第三条の規定による入会林野整備計画の認可に関すること。

二 入会林野近代化法第六条第一項の規定による入会林野整備計画の認可の申請の適否の決定に関すること。

三 入会林野近代化法第六条第四項の規定による申請を適当とする旨の決定の公告及び当該決定に係る入会林野整備計画書の写しの縦覧に関すること。

四 入会林野近代化法第七条第一項の規定による異議の申出の受理、同条第二項の規定による協議をすべき旨の命令及び同条第三項の規定による当

該協議の結果の報告の受理に関すること。

五 入会林野近代化法第八条の規定による調停に関すること。

六 入会林野近代化法第九条第四項において準用する入会林野近代化法第六条第一項の規定による入会林野整備計画の変更の申請の適否の決定に関すること。

七 入会林野近代化法第九条第五項において行つべきものとされている第三号から前号までに掲げる事務に関すること。

八 入会林野近代化法第九条第六項の規定による規約及び代表者の変更の届出の受理に関すること。

九 入会林野近代化法第十条第二項の規定による入会林野整備計画の認可の申請の却下の通知に関すること。

十 入会林野近代化法第十一条第二項ただし書の規定による金銭の供託に係る届出の受理並びに同条第三項の規定による入会林野整備計画の認可の公告及び書面の送付に関すること。

十一 入会林野近代化法第十四条第一項の規定による土地の分割及び合併の手續、同条第二項の規定による登記の嘱託並びに同条第三項の規定による所有権並びに地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の出資に係る届出の受理並びに当該権利の取得に関する登記の嘱託に関すること。

第二十条を第二十四条とし、第十九条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(農地法に基づく事務)

第二十二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、三沢市、外ヶ浜町、東北町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

一 農地法第三条第一項の規定による農地及び採草放牧地の所有権の移転並びに地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権並びにその

他の使用及び収益を目的とする権利の設定及び移転の許可(当該市町村によるこれらの権利の取得に係るものを除く。)に関すること。

- 二 前号に掲げる事務に係る農地法第八十二条第一項の規定による調査、測量並びに物件の除去及び移転に関する事
  - 三 第一号に掲げる事務に係る農地法第八十三条の規定による報告の徴取に関する事
- 2 農地法第三条第二項第五号の規定による別段の面積の設定に関する事務で、外ヶ浜町、東北町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。
- 3 農地法に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、外ヶ浜町、東北町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。
    - 一 農地法第七条第一項第三号、第四号及び第六号の規定による小作地の指定並びに同項第七号の規定による小作地の承認に関する事
    - 二 前号に掲げる事務に係る農地法第八十二条第一項の規定による調査、測量並びに物件の除去及び移転に関する事
    - 三 第一号に掲げる事務に係る農地法第八十三条の規定による報告の徴取に関する事
  - 4 農地法に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、外ヶ浜町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。
    - 一 農地法第二十条第一項の規定による農地及び採草放牧地の賃貸借（当該町村が当事者であるものを除く。）の解約等の許可に関する事
    - 二 前号に掲げる事務に係る農地法第八十二条第一項の規定による調査、測量並びに物件の除去及び移転に関する事
    - 三 第一号に掲げる事務に係る農地法第八十三条の規定による報告の徴取に関する事
  - 5 農地法に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、外ヶ浜町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該町村が処理することとする。
    - 一 農地法第七十五条の二第一項の規定による草地利用権の設定並びにその行使の妨げとなる権利の行使の制限及び消滅並びに定着物 の収去に関する協議の承認（当該町村による協議の求めに係るものを除く。）に関する事
    - 二 前号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の二第二項の規定による調査並びに同条第五項の規定による通知及び公示に関する事
    - 三 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の三の規定による草地利用権の設定並びにその行使の妨げとなる権利の行使の制限及び消滅並びに

定着物の収去に関する裁定に關すること。

四 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の四第一項の規定による公示、通知及び意見書を提出する機会の付与に關すること。

五 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の六第一項の規定による通知及び公示に關すること。

六 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の七第一項の規定による草地利用権の存続期間の更新並びに草地利用権の設定並びにその行使の妨げとなる権利の行使の制限及び消滅に關する協議の承認に關すること。

七 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の七第二項において準用する同法第七十五条の二第二項の規定による調査並びに同法第七十五条の七第二項において準用する同法第七十五条の二第五項の規定による通知及び公示に關すること。

八 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の七第二項において準用する同法第七十五条の三の規定による草地利用権の存続期間の更新並びに草地利用権の設定並びにその行使の妨げとなる権利の行使の制限及び消滅に關する裁定に關すること。

九 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の七第二項において準用する同法第七十五条の四第一項の規定による公示、通知及び意見書を提出する機会の付与に關すること。

十 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の七第二項において準用する同法第七十五条の六第一項の規定による通知及び公示に關すること。

十一 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の八第一項の規定による草地利用権に係る土地及びその行使が制限された権利を買い取るべき旨の裁定、同条第二項の規定による定着物を買収するべき旨の裁定並びに同条第四項において準用する同法第七十五条の六第一項の規定による通知及び公示に關すること。

十二 第一号に掲げる事務に係る農地法第七十五条の九の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認に關すること。

十三 第一号、第三号、第六号、第八号及び前二号に掲げる事務に係る農地法第八十二条第一項の規定による調査、測量並びに物件の除去及び移転

に関すること。

十四 第一号、第三号、第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事務に係る農地法第八十三条の規定による報告の徴取に関すること。

(商工会議所法に基づく事務)

第二十三条 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、黒石市の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会議所に係るものは、同市が処理することとする。

一 商工会議所法第七条第二項第一号の規定による従業員の数の設定の許可並びに同項第一号の規定による資本金額及び払込済出資総額の設定の許可に関すること。

二 商工会議所法第十条第二項の規定による商工業者法定台帳の作成の期間の延長及び同条第三項の規定による通知に関すること。

三 商工会議所法第十二条第一項の規定による負担金の賦課の許可に関すること。

四 商工会議所法第四十六条第二項の規定による定款の変更の認可に関すること。

五 商工会議所法第五十七条の規定による収支決算、事業の状況等の報告の受理に関すること。

六 商工会議所法第五十八条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関すること。

七 商工会議所法第五十九条第一項の規定による警告及び業務の停止に関すること。

第十八条を削り、第十七条を第二十条とし、第四章中同条の前に次の三条を加える。

(公有水面埋立法に基づく事務)

第十七条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、外ヶ浜町及び東通村が管理する漁港の区域に係るも

のは、それぞれ当該町村が処理することとする。

- 一 公有水面埋立法第二条第一項の規定による埋立ての免許に関する事。
- 二 公有水面埋立法第三条第一項の規定による事件の要領の告示、書面及び関係図書の縦覧並びに意見の徴取、同条第二項の規定による通知並びに同条第三項の規定による意見書の受理に関する事。
- 三 公有水面埋立法第六条第三項の規定による裁定に関する事。
- 四 公有水面埋立法第十条の規定による代替の施設及び効用を保全するため必要な施設の設置並びに損害の補償の命令に関する事。
- 五 公有水面埋立法第十一条の規定による告示に関する事。
- 六 公有水面埋立法第十三条の規定による工事の着手及び竣工の期間の指定に関する事。
- 七 公有水面埋立法第十三条ノ二第一項の規定による埋立区域の縮少、埋立地の用途及び設計の概要の変更並びに工事の着手及び竣工の期間の伸長の許可に関する事。
- 八 公有水面埋立法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第一項の規定による事件の要領の告示、書面及び関係図書の縦覧並びに意見の徴取、同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第二項の規定による通知並びに同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第三項の規定による意見書の受理に関する事。
- 九 公有水面埋立法第十三条ノ二第二項において準用する同法第十一条の規定による告示に関する事。
- 十 公有水面埋立法第十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入り及び使用の許可に関する事。
- 十一 公有水面埋立法第十六条第一項の規定による埋立ての権利の譲渡の許可に関する事。
- 十二 公有水面埋立法第二十条の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事。
- 十三 公有水面埋立法第二十二条第一項の規定による竣功認可並びに同条第二項の規定による当該竣功認可の告示並びに書面及び関係図書の写しの

送付に關すること。

十四 公有水面埋立法第二十三条第一項ただし書の規定による工作物の設置の許可に關すること。

十五 公有水面埋立法第二十七条第一項の規定による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利及び賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の設定の許可に關すること。

十六 公有水面埋立法第二十九条第一項の規定による埋立地の用途の変更の許可に關すること。

十七 公有水面埋立法第三十条の規定による災害防止に關する義務の命令に關すること。

十八 公有水面埋立法第三十一条の規定による工作物その他の物件の除却の命令に關すること。

十九 公有水面埋立法第三十二条第一項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による免許その他の処分の取消し、効力の制限及び条件の変更、工作物その他の物件の改築及び除却、損害を防止するため必要な施設の設置並びに原状回復の命令並びに同法第三十二条第二項の規定による損害の補償の命令に關すること。

二十 公有水面埋立法第三十三条第一項の規定による事実の更正及び損害を防止するため必要な施設の設置の命令に關すること。

二十一 公有水面埋立法第三十四条第一項ただし書の規定による埋立ての免許の効力の復活に關すること。

二十二 公有水面埋立法第三十五条第一項ただし書（同法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復の義務の免除及び同法

第三十五条第二項（同法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による土砂その他の物件の国への帰属に關すること。

二十三 公有水面埋立法第四十二条第一項の規定による埋立ての承認及び同条第二項の規定による竣功の通知の受理に關すること。

二十四 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第三条第一項の規定による事件の要領の告示、書面及び関係圖書の縦覧並びに意見の徴取、同法第四十二条第三項において準用する同法第三条第二項の規定による通知並びに同法第四十二条第三項において準用する同法第三条第

三項の規定による意見書の受理に関すること。

二十五 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第六条第三項の規定による裁定に関すること。

二十六 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第十条の規定による代替の施設及び効用を保全するため必要な施設の設置並びに損害の補償の命令に関すること。

二十七 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第十一条の規定による告示に関すること。

二十八 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第十三条ノ二第一項の規定による埋立地の用途及び設計の概要の変更の承認に関すること。

二十九 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第一項の規定による事件の要領の告示、書面及び関係図書の縦覧並びに意見の徴取、同法第四十二条第三項において準用する同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第二項の規定による通知並びに同法第四十二条第三項において準用する同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第三項の規定による意見書の受理に関すること。

三十 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第十一条の規定による告示に関すること。

三十一 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第十四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入り及び使用の通知の受理に関すること。

三十二 公有水面埋立法第四十二条第三項において準用する同法第三十一条の規定による工作物その他の物件の除却の命令に関すること。

三十三 公有水面埋立法第四十三条の規定による埋立地の公共団体への帰属に関すること。

三十四 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第一条第一項（同令第三十条において準用する場合を含む。）の規定による出願名

義の変更の届出の受理及び同令第一条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による出願の承継の届出の受理に関すること。

三十五 公有水面埋立法施行令第八条ただし書（同令第十四条（同令第三十条において準用する場合を含む。）及び同条において準用する場合を含む。）の規定による施設の設置の許可に関すること。

三十六 公有水面埋立法施行令第十条第二項（同令第三十条において準用する場合を含む。）の規定による協議のてん末の届出の受理に関すること。

三十七 公有水面埋立法施行令第十三条本文（同令第三十条において準用する場合を含む。）の規定による裁定書の謄本の交付及び同令第十三条ただし書（同令第三十条において準用する場合を含む。）の規定による裁定書の要領の告示に関すること。

三十八 公有水面埋立法施行令第十七条第三項の規定による埋立地の利用方法の変更の届出の受理に関すること。

三十九 公有水面埋立法施行令第二十四条の規定による告示に関すること。

四十 公有水面埋立法第五十条において準用する同法の規定及び公有水面埋立法施行令第三十三条第二項において準用する同令の規定による永久的設備の築造に係る事務に関すること。

（墓地埋葬法に基づく事務）

第十八条 墓地埋葬法に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、平内町、野辺地町、東北町及び東通村の区域に係るものは、それぞれ当該市町村が処理することとする。

一 墓地埋葬法第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の徴収に関すること。

二 墓地埋葬法第十九条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の施設の整備改善並びに使用の制限及び禁止の命令並びに許可の取消しに関すること。

（中小企業等協同組合法に基づく事務）

第十九条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、黒石市の区域の全部又は一部をその地区の全部とする事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（財務大臣又は国土交通大臣が同法第百十一条第一項第一号及び第三項の規定により当該事務を行うこととされているものを除く。）に係るものは、同市が処理することとする。

一 中小企業等協同組合法第九条の二の三第一項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による事業の利用の認可及び同法第九条の二の三第二項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による当該認可の取消しに関すること。

二 中小企業等協同組合法第九条の六の二第一項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可並びに同法第九条の六の二第三項（同法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更及び廃止の認可に関すること。

三 中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項の規定による設立の認可に関すること。

四 中小企業等協同組合法第三十五条の二の規定による役員の名氏及び住所の変更の届出の受理に関すること。

五 中小企業等協同組合法第四十八条（同法第四十一条第五項及び第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の承認に関すること。

六 中小企業等協同組合法第五十一条第二項の規定による定款の変更の認可に関すること。

七 中小企業等協同組合法第五十五条第六項において準用する同法第四十八条（同法第四十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による総代会の招集の承認に関すること。

八 中小企業等協同組合法第五十七条の五ただし書の規定による余剰金の運用の認可に関すること。

九 中小企業等協同組合法第六十二条第二項の規定による解散の届出の受理及び同条第四項の規定による解散の決議の認可に関すること。

十 中小企業等協同組合法第六十三条第三項の規定による合併の認可に関すること。

- 十一 中小企業等協同組合法第九十七条第二項の規定による解散の登記の嘱託に関すること。
- 十二 中小企業等協同組合法第四百四条の規定による不服の申出に関すること。
- 十三 中小企業等協同組合法第四百五条の規定による検査に関すること。
- 十四 中小企業等協同組合法第五百条の二の規定による決算関係書類の受理に関すること。
- 十五 中小企業等協同組合法第五百条の三の規定による報告の徴収に関すること。
- 十六 中小企業等協同組合法第五百条の四第一項の規定による報告の徴収及び検査並びに同条第二項及び第三項の規定による検査に関すること。
- 十七 中小企業等協同組合法第五百条の五の規定による定款、規約及び共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の停止並びに財産の供託の命令並びに財産の処分禁止及び制限その他監督上必要な命令に関すること。
- 十八 中小企業等協同組合法第六十一条第一項の規定による必要な措置の命令、同条第二項の規定による業務の停止及び役員改選の命令、同条第三項の規定による共済規程の認可の取消し並びに同条第四項の規定による解散の命令に関すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第十七条から第十九条まで、第二十二條、第二十三條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十條に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

(青森県都市計画法施行条例の一部改正)

4 青森県都市計画法施行条例(平成十五年三月青森県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条中「及び八戸市」を「八戸市、黒石市、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鱧町、田舎館村、東北町及びおいらせ町」に改める。

第五条の表中「弘前市」の下に「藤崎町、大鱧町及び田舎館村」を加え、「及び八戸都市計画区域(八戸市の区域を除く。)(」を削る。

第六条中「及び八戸市」を「八戸市、黒石市、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鱧町、田舎館村、東北町及びおいらせ町」に改める。

青森県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第八十七号

青森県情報公開条例の一部を改正する条例

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「法人」の下に「及び指定管理者」を加え、同条に次の二項を加える。

2 県の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)は、

この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報(当該公の施設の管理に係るものに限る。)の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

3 県は、前二項の情報の公開を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第八十八号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告）

第五十二条の二 前二条の規定による申告については、これらの規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた申告については、当該申告を前二条の規定により提出すべき申告書により行われたものとみなして、当該申告に関する

規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申告は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

第五十三条中「本条」を「この条」に、「前条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第六十五条を削り、第六十四条を第六十五条とし、第六十三条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織による申告)

第六十四条 第五十二条の二の規定は、前二条の規定による申告について準用する。

附則

この条例は、平成十八年一月十六日から施行する。

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第八十九号

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県一般旅券発給手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、同項第六号から第八号までに規定する一般旅券の再発給及び同項第九号」を「及び同項第六号」に改める。

第一条第四号を削り、同条第五号中「第二十条第一項第九号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同号を同条第四号とする。

#### 附 則

1 この条例は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十五号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第九十号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条を第三十九条とし、第三十四条から第三十七条までを一条ずつ繰り下げ、第三十三条の次に次の一条を加える。

（景観行政団体が処理することとする事務等）

第三十四条 法第二十八条の規定により、法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、青森市が処理することとする。

2 前項の場合における青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）第五条の規定の適

用については、同条中「市町村」とあるのは「市町村（第四号から第十四号までに掲げる事務にあつては、青森市を除く。）」と、同条第一号中「関すること」とあるのは「関すること並びに青森市にあつては、同条第一項の規定による広告物及び掲出物件の表示及び設置の停止の命令並びにこれらの除却その他良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止のため必要な措置の命令並びに同条第二項の規定による当該措置及び掲出物件の除却に係る公告に関すること」とする。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第九十一号

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例

青森県公共下水道条例（平成三年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十二条の十第一項第一号」を「第十二条の十一第一項第一号」に、「第九条の八」を「第九条の十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九十二号

青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県核燃料物質等運搬証明書交付手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第五十九条第五項」に、「法第五十九条の二第九項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「同条第九項」に、「法第五十九条の二第十項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「同条第十項」に改める。

第二条第一号中「第五十九条の二第五項」を「第五十九条第五項」に改め、同条第二号中「第五十九条の二第九項」を「第五十九条第九項」に改め、同条第三号中「第五十九条の二第十項」を「第五十九条第十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九十三号

青森県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

青森県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の第一号中「日本工業規格C一五〇二に定める普通騒音計若しくは日本工業規格C一五〇五に定める精密騒音計又はこれらと同等以上の性能を持つ」を「計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条第一項各号に適合する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭